

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働者派遣法に基づく

紛争解決援助制度と調停のご案内

派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との間の不合理な待遇差を解消すること等を目指す

「派遣労働者の**同一労働同一賃金**」が始まりました（令和2年4月1日～）。

これに関し、派遣労働者と事業主の間に関する**トラブルの早期解決**を図るため、事業主と労働者との間の紛争を**裁判をせずに解決**する手続き「**行政ADR**（行政による裁判外紛争解決手続）」を整備しています。

具体的には①**都道府県労働局長**による紛争解決の援助（助言・指導・勧告）と②**調停会議**による調停・調停案の作成・受諾勧告の2つがあります。



対象となる紛争

派遣元事業主

- ・法第30条の3（派遣先均等・均衡方式）
- ・法第30条の4（労使協定方式）
- ・法第31条の2第2項（雇入れ時の説明）
- ・法第31条の2第3項（派遣時の説明）
- ・法第31条の2第4項（派遣労働者から求めがあった場合の説明）
- ・法第31条の2第5項（不利益な取扱いの禁止）

派遣先

- ・法第40条第2項（業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施）
- ・法第40条第3項（給食施設、休憩室及び更衣室の利用の機会の付与）

例えば・・・

- 派遣先の正社員と全く同じように働いているのに処遇が違う。
- 労使協定書どおりに処遇が決まっていない。
- 派遣先にある食堂や休憩室、更衣室を利用できない。

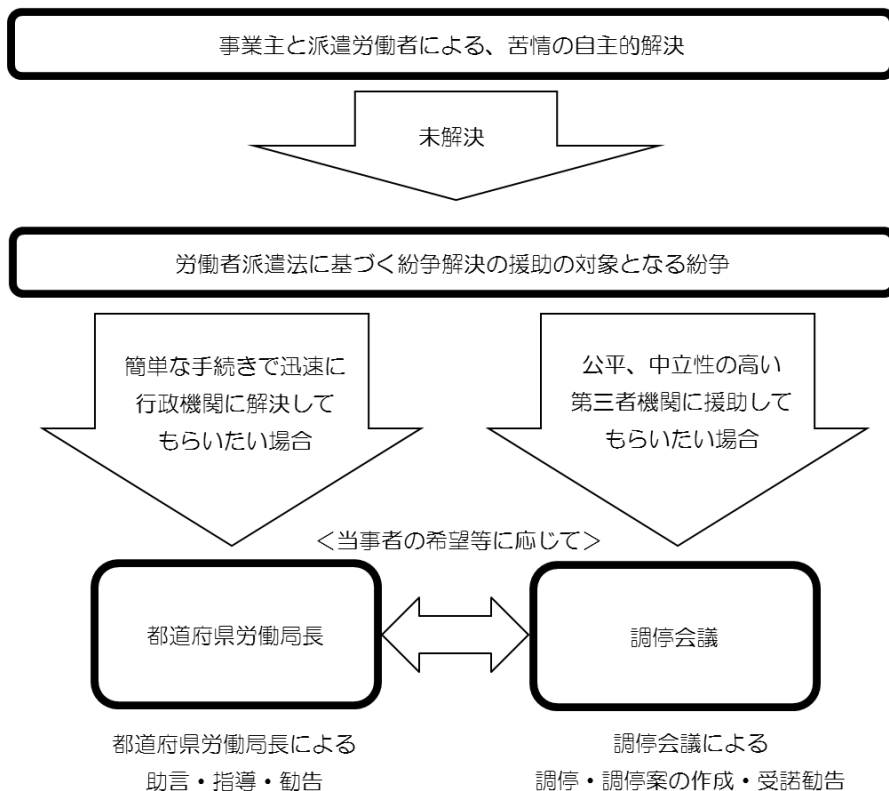
対象とならない紛争

次のような場合には、原則として対象となりません。

- ・「労働組合と事業主」の間の紛争や「労働者と労働者」の間の紛争など
- ・申立などのあった紛争に関し、確定判決が出されている場合
- ・申立などのあった紛争が既に司法的救済に係属している場合
- ・申立などのあった紛争が集団的な労使紛争にからんだものである場合
- ・申立などのあった紛争に関し、調停に係属し、既に調停案受諾勧告が行われ、当事者双方が調停案を受諾した、または打ち切られた場合【紛争解決の援助の場合】
- ・事業主の措置が行われた日、または措置の内容が終了した日から1年以上経過している場合 など

紛争解決の基本的な流れ

～裁判外紛争解決手続（行政ADR）の流れ～



※派遣労働者からの苦情の申し出を受けたときは、派遣元事主と派遣先は苦情の自主的解決を図るよう努めなければなりません。（労働者派遣法第47条の4）

※事案の性質によっては、先行して、都道府県労働局長の行政指導などによる法違反の是正を求めることもあります。（労働者派遣法第48条）

※いずれの場合も、まずは都道府県労働局にご相談ください。

紛争解決制度の特徴

公平・中立性

厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助します。

無料

手続きに費用はかかりません。

互譲性

当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。

プライバシーの保護

関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。

簡易・迅速性

時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。

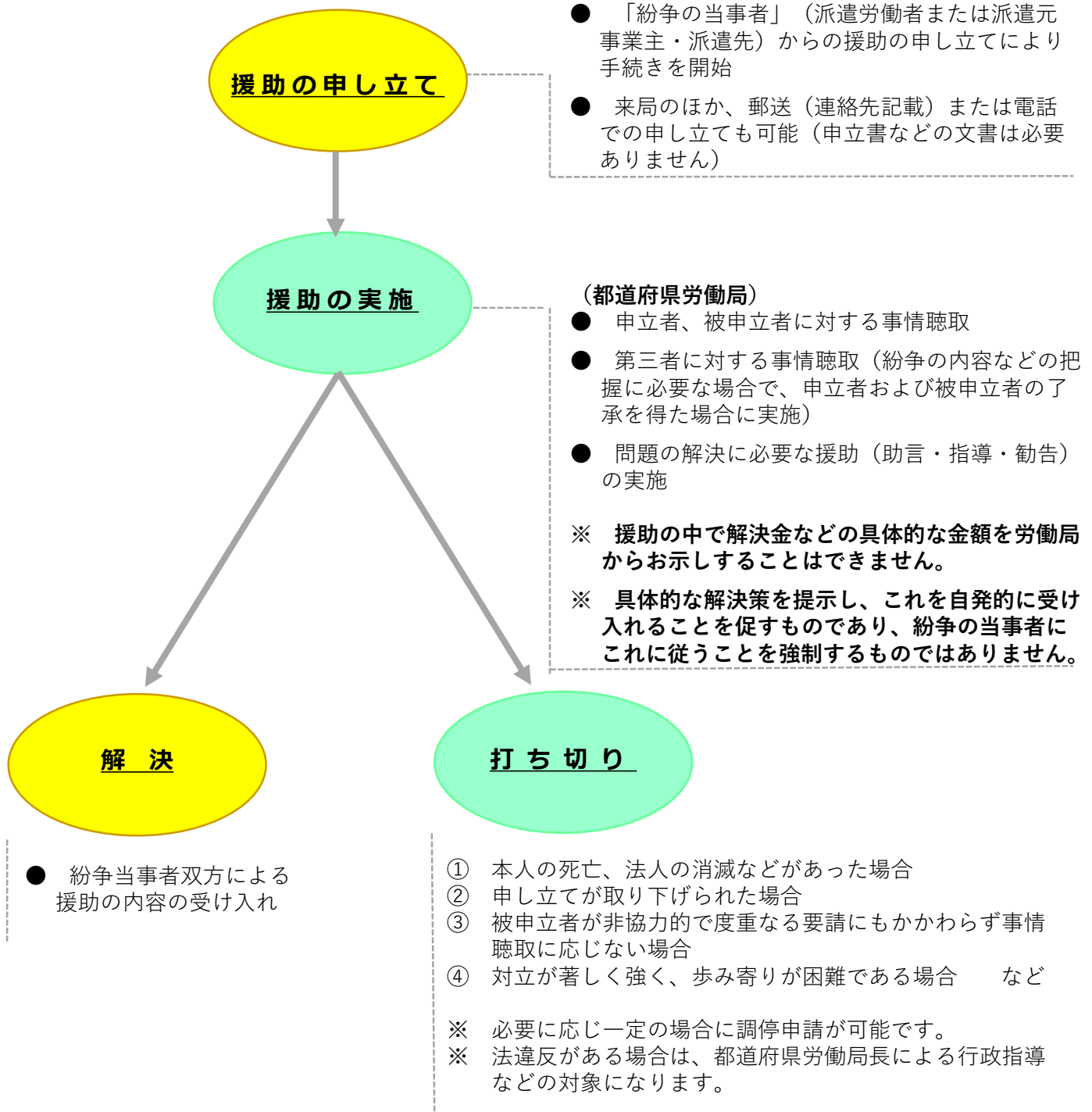
不利益取り扱いの禁止

派遣労働者が都道府県労働局長による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主は、その派遣労働者労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取り扱いをすることを禁止しています。

都道府県労働局長による紛争解決の援助

都道府県労働局長が、派遣労働者と事業主のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って**問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）**することによりトラブルの解決を図る制度です。

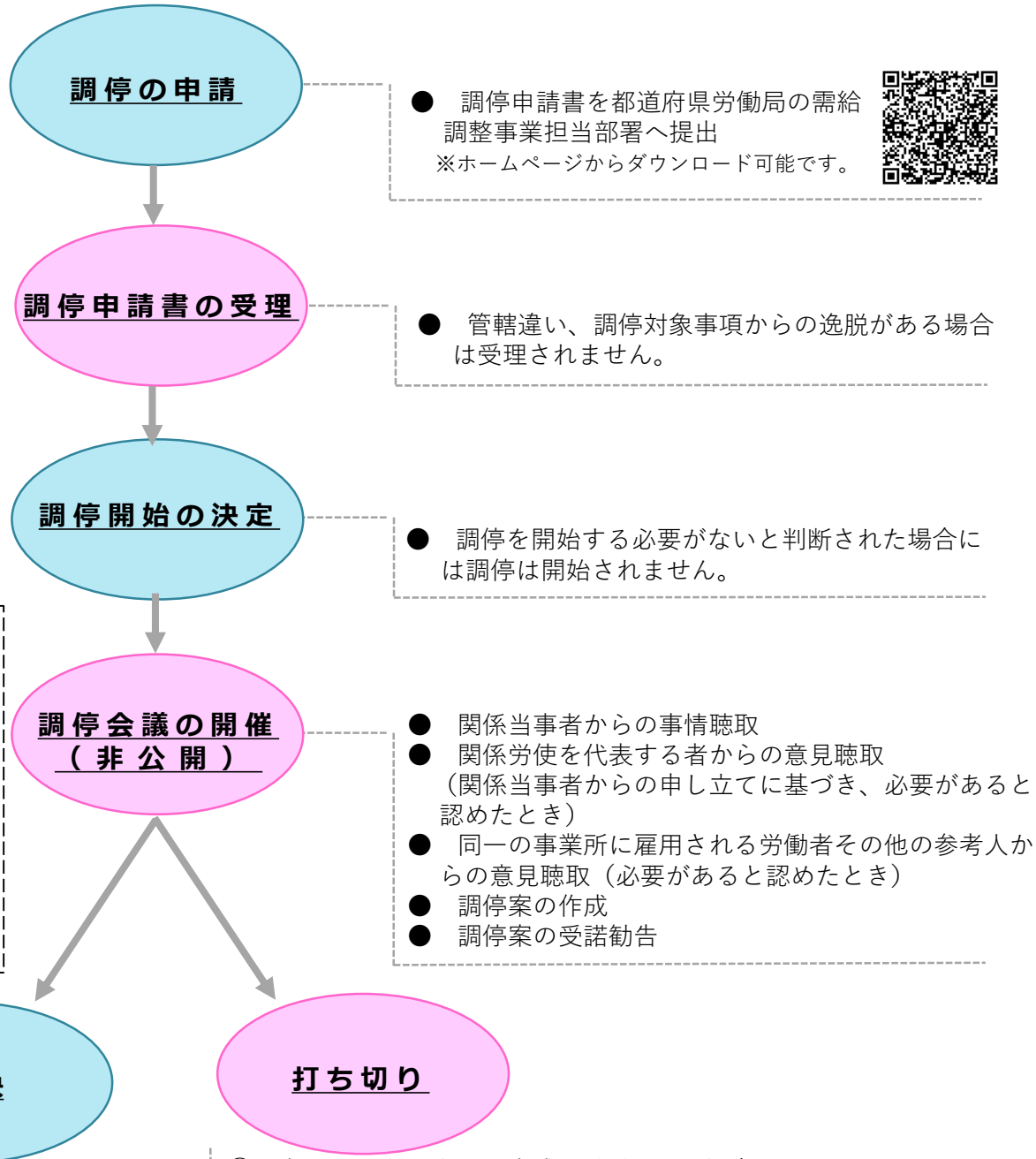
※この制度は、行政機関が行う行政サービスであり、弁護士等による司法上の手続きとは異なります。



調停会議による調停手続きの流れ

調停委員が、当事者である派遣労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、**当事者双方に調停案の受諾を勧告**することにより紛争の解決を図る制度です。

調停は、弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家が援助の主体となるため、**高い公平性、中立性、的確性**が期待できます。



- 調停申請書を都道府県労働局の需給調整事業担当部署へ提出
※ホームページからダウンロード可能です。



- 管轄違い、調停対象事項からの逸脱がある場合は受理されません。

- 調停を開始する必要がないと判断された場合には調停は開始されません。

※補佐人の同行、代理人の意見陳述を希望する場合は、事前に許可申請が必要です。

「補佐人」：事実関係の説明などを補佐する者です。
「代理人」：意見の陳述を代わりに行う者です。

いずれの場合にも特に資格は要しません（ただし、報酬を得て行う場合には、弁護士または特定社会保険労務士と認定司法書士に限られます）。

- 関係当事者からの事情聴取
- 関係労使を代表する者からの意見聴取（関係当事者からの申し立てに基づき、必要があると認めたととき）
- 同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人からの意見聴取（必要があると認めたととき）
- 調停案の作成
- 調停案の受諾勧告

- 紛争当事者双方が調停案を受諾

合意の効力：調停案について紛争当事者双方に成立した合意は民法上の和解契約となり、当事者の一方が義務を履行しない場合は他方当事者は債務不履行として訴えることができます。

- ① 本人の死亡、法人の消滅などがあった場合
 - ② 紛争当事者間で和解が成立した場合
 - ③ 申請が取り下げられた場合
 - ④ 他の関係当事者が調停に非協力的で度重なる説得にもかかわらず出席しない場合
 - ⑤ 対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合
 - ⑥ 調停案を受諾しない場合 など
- ※ 法違反がある場合は、都道府県労働局長による行政指導などの対象になります。

時効の中断：時効の成立を心配せずに司法救済前に調停を利用できるよう、調停が打ち切られた場合、一定期間内に訴えを提起したときは、時効が調停の申請時に遡って中断されます。

相談先

都道府県労働局では、

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者のために、無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」（次のページ参照）を設置しています。



Q

相談すると、都道府県労働局はどんなことをしてくれるの？

A

法律の内容についての説明、情報提供などを行います。また、トラブルなどについて、法律上可能な対応案について説明し、必要に応じて、行政指導などを行ったり、ご希望に応じて紛争解決の援助を実施します。

Q

紛争解決の援助や調停を受けるメリットは？

A

裁判に比べ、手続きが簡単で、解決までの時間も短く、援助を受けるための費用はかかりません。また、非公開で実施するため、プライバシーが保護されます。

Q

法令違反かどうかわからないのですが、紛争解決の援助や調停の対象になりますか。

A

法令に違反することが明らかでない場合であっても、紛争解決の援助や調停の対象になる可能性があります。まずは労働局にご相談ください。

都道府県労働局（特別相談窓口）

問い合わせ先

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
山形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
三重	需給調整事業室	059-226-2165			

同一労働同一賃金の制度概要について

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

調 停 申 請 書

関 係 者	派遣 労働 者	ふりがな 氏名		
		住所	〒 _____ 電話 ()	
	当 事 者	事業 主	ふりがな 氏名又は名称	
			住所	〒 _____ 電話 ()
			※上記派遣 労働者に係 る事業所の 名称及び所 在地	〒 _____ 電話 ()
調停を求める 事項及びその理由				
紛争の経過				
その他参考 となる事項				

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

調停の申請について

- 1 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、当該調停の関係当事者となる派遣元事業主の事業所又は派遣先の事業所等の所在地を管轄する都道府県労働局長（需給調整事業部（課室）経由）あて提出してください。

申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送等による提出でも受け付けます。

なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。

- 2 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。

- (1) 派遣労働者の氏名、住所等

当該調停の申請に係る派遣労働者の氏名、住所等を記載すること。

なお、複数の派遣労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合、又は事業主が複数の派遣労働者に関する同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。

- (2) 事業主の氏名、住所等

当該調停の申請に係る事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。また、当該調停の関係当事者が派遣元事業主の場合は、当該調停の申請に係る派遣労働者が在籍する事業所、当該調停の関係当事者が派遣先の場合は、当該調停の申請に係る派遣先の事業所等の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業所の名称及び所在地についても記載すること。

- (3) 調停を求める事項及びその理由

調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置（不作為を含む）の法違反であると争われている点を正確に記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。

なお、1人の派遣労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合、又は事業主が1人の派遣労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。

- (4) 紛争の経過

紛争に関する措置の内容によって、紛争にかかる経緯（時系列）、被申請人に対して苦情を述べた時期、他の関係当事者の見解及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等を詳しく記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。

- (5) その他参考となる事項

当該紛争について確定判決が出されているか否か、起訴手続き又は調停以外の裁判外紛争処理手続きが進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集団的労使紛争が起こっているか否か、又、企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。

- (6) 申請人の記名

双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の署名又は記名を行うこと。

- 3 事業主は、派遣労働者が調停申請したことを理由として、当該派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。

※ 調停を求める事項が労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法の複数の法律に関係する場合であっても、1葉の申請書を提出すれば足りる。

調停申請事項等（変更・追加）申請書

関 係	派遣 労働者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 電話 ()
当 事 者	事業主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 電話 ()
		※上記派遣 労働者に係 る事業所の 名称及び所 在地	〒 電話 ()
		調停申請事項等 を変更又は追加する 事項及びその理由	
		その他参考 となる事項	

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

調停申請事項等の変更・追加申請について

- 1 調停申請事項等の変更・追加申請については、調停申請事項等（変更・追加）申請書（以下「変更等申請書」といいます。）に必要事項を記入の上、調停申請書を提出した都道府県労働局長（（需給調整事業部（課室）経由））あて提出してください。

変更等申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送等による提出でも受け付けます。

なお、変更等申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。

- 2 変更等申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。

- (1) 派遣労働者の氏名、住所等

調停申請書と同じ内容を記載すること。

- (2) 事業主の氏名、住所等

調停申請書と同じ内容を記載すること。

- (3) 調停申請事項等を変更又は追加する事項及びその理由

調停申請事項等を変更又は追加する事項については、変更又は追加する措置を、その理由については、変更又は追加する理由を記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。

- (4) その他参考となる事項

変更又は追加申請するに当たり、特筆すべき事項を記載すること。

- (5) 申請人の記名

双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の署名又は記名を行うこと。